

議会だより

おかがき 臨時号

No.95 7月臨時会 平成25年8月10日発行

岡垣町がJR海老津駅南側道路整備事業の地下自由通路(人と自転車のみ通行可、工事費8億4千万円)と南側広場(工事費2億6千万円)を建設することについての是非を問う住民投票条例の制定について



賛成少数・否決

議会に上記議案が付議されたことにより、7月9日から7月11日まで臨時議会を開催しました。ここに臨時号を発行して、議会における経過・審議・議決の内容を報告いたします。

本議案審議の流れ

6月20日請求者から町長へ条例制定請求書が提出され同日受理。町長は20日以内に議会を招集しなければならない。

□議会運営委員会開催



□臨時議会開会(7月9日～11日)
○(会期第1日)

本会議

・議案の上程

・提案理由の説明(意見書を付けて)

・条例制定請求代表者が意見陳述を行う日時、場所等の決定

○(会期第3日)

本会議

・条例制定請求代表者の意見陳述(3名)

・総務産業常任委員会に付託し、文教厚生常任委員会との連合審査会とする

連合審査会

・審査

・委員会採決(全会一致否決)

本会議

・委員長報告

・討論

・採決(賛成少数否決)



町長の意見

住民投票条例案に反対の立場から意見を附けます。

1. JR海老津駅南側道路等整備事業の必要性及び意志決定の妥当性

(1) 事業の目的と必要性

① 目的達成のために行う事業隣接する宗像市から海老津駅南側地区を通って遠賀町(海老津白谷線)の整備

② 現駅前広場(北側)の機能を補完する駅南側広場の整備

③ 踏切を通行せず安全に自由往来できる南北のアクセスが可能な自由通路の整備

これらはすべて、海老津駅南側開発を促進することで、町外からの流入人口を増やし、自主財源を確保することにより、充実した住民サービス推進のための施策です。

(2) 事業の意思決定の妥当性

平成23年3月策定の第5次総合計画の中で、重点プロジェクトの一つとして、JR海老津駅南側道路等整備事業を位置づけ、議会の承認、関係者の理解と協力を得て、進

めていきます。また、昨年12月の町長選挙で事業の推進が最大の争点となり、私が町長に再選され、民意は十分反映された事業推進であると考えます。

2. 住民投票条例案の内容に関する問題点

(1) 住民投票条例案に関する違憲性

条例に基づく住民投票の結果によって、その権限を制約するような制度を設けることは、日本国憲法第94条で規定する「法律の範囲内で条例を規定することができ」という制限を逸脱し、憲法違反となる可能性があります。

(2) 民意の尊重と最低投票率要件

この住民投票条例には、成立要件に重要な投票率に関する規定がありません。最低投票率を設定し、50%以上の投票率があることが住民投票を有効とする条件とするべきです。

3. むすび

私は、住民が権利として有している「直接請求」については、これを尊重することが町

長としての責務であると認識しています。また、「住民投票」についても、その必要性・有用性は認めるところです。

本事業については、慎重に手続きを踏み、時間をかけて進め、議会制民主主義に基づき議会に諮るとともに、住民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて説明し、理解を求めながら進めてきました。

今、本事業の住民投票を実施するということは、これまでの議会との関係を覆すものであり、議会制民主主義を否定することにもなりかねません。また、私に町政を負託

していたいただいた町民や、国・県を始めとする関係機関の信頼を裏切ることになります。従って、これらの事業については、住民投票することなく進めていくことが、冷静かつ的確な判断であると認識しています。

紙面の都合で要約しました。西田陽子氏 JR海老津駅南側開発事業の見直しの論議は、昨年の春から5500人分の署名を集め、昨年8月16日に町と議会とに陳情し、町は10月半ばに、見直しは考えていないと回答。このままだと事業がどんどん進められることを懸念し、町長選挙に出馬した。

請求者の意見

今年3月町議会も先の陳情を却下したことから、岡垣町で住民投票を成功させる会の活動を始めた。

事業をどんどん進めていく、行政の民意を無視したあり方は大きな問題だ。

8年前に4町合併の住民投票が、町長発議で行われ、住民の意思が反映された。

幅4m、長さ46m、階段26mの地下道は、その建設を認める訳にはいかない。危険性があるから。

JR海老津駅の1日の利用客は、4月1日現在で

※4000人と聞いている。

メンテナンスコストは、24時間の防犯カメラ、照明、エレベーターの保守点検など、永久的

に維持管理費が※1000万円以上と聞いている。多大な負担を町民に強いることになる。

町長の意見書は冒頭から自治法の解釈で、私たちの認識と大きな違いがあることに大変失望した。

民主主義の基本は、住民が直接意思表示をして決定する直接民主主義であると思う。

住民投票には、お金と労力と時間を要するとの見解。投票にかかる経費は当然必要な経費であり、民主主義をも否定することにもつながる。

10年以上も前に策定された計画に沿って、このまま事業を進めることは、時代遅れのまちづくりであるから事業中止を求めている。

※は発言のままの記載です。

西村幸二氏 この町に住んで67年になる。岡垣の行政に携わってきた皆さんには満足している。

第5次総合計画の基本理念

というのが、住みたい・住み続けたい・みんなが輝く元氣なまちづくりと書いてあり、

そこに書いてあることも大賛成。ただ、JR海老津駅南側開発事業について、私は順序がまちがっていると思う。

お母さんたちが住めるようなまちにして欲しい。そして、若いお母さんたちが入って来る。お年寄りが安心して住めるような町にして欲しい。

そのためにも、このプロジェクトは勇気をもって見直し、住民投票条例を制定して住民の意思を聞いて欲しいと思う。

中村行雄氏 会で用意した署名運動のための文書をあらかじめ配布して、後日訪問して署名をお願いしたら、積極的に署名をいただいた。問題点の多い事業であるとの町民の思いを実感した。

自分が言いたいことは3点。
1. 公開討論会をして欲しいと思う。開発推進派の方もいらつしやるし、町にも言い分を持つてあるでしょうから。

2. 住民の方がお金を払われる訳だから、住民投票で決定する。それが一番いいと思う。

3. 市町村をつくらうというこ

とは、一つの商品づくりと同じと思う。その商品が良いから、人が寄って来て税金を払うと考える。門司港レトロ、それは大成功。門司の広い線路・ホームから、オールデイーズの音楽が流れてくる。雰囲気からして違う。まちづくりをきちんと考えている。それと比較して、岡垣町は自然ですよね。

そういうことも含めて、町、議員の方、町の職員の方は考えてもらいたい。

総務産業常任委員会委員5名での採決を前提に、文教厚生常任委員6名と共に連合審査。総務委員会(5名)では全会一致で、この議案を否決。審議での質疑・答弁等で確認できたことを箇条書きにした。

**連合審査会での
質疑・答弁**

部である。その権利は尊重されなければならないこと。
2. 請求代表者の意見陳述を経て、委員会が次のことが確認された。

① 住民投票を成功させる会で配布された印刷文書の確認
・「16戸の民家を強制移転」は、用地交渉は関係者の協力により順調に進んでおり、強制ではない。
・「樹齢数百年の杉・桧」は、戦後の造林で、伐採後の調査でも60年程の樹齢である。
・「大多数の民意を十分な議論もしないで却下してはなりません」は、却下ではなく庁内議論を経てお答えしている。議会でも委員会審議を経て3月定例会で「不採択」の結論であり、却下ではない。
・前回の陳情・今回の請求の違いについては、事業の「見直し」と、広場・通路の「是非」はまったく別物で、その間にはまったく別物で、その間にこの開発事業を争点に町長選挙が行われ、町民の意思確認は一定できている。

・「はじめての住民投票」は、遠賀郡4町合併の可否を町民に問う住民投票が平成16年に

行われており、はじめてではない。
② 条例制定請求書(要旨)中「民主主義の基本は住民が直接意思表示をして政治決定する直接民主主義であり、議会制民主主義はその補完的運用といえます」とあるが、現在の国政・地方の政治は、このように運用されているかどうかについては、その実例はどこにもないとの答弁。

3. 条例案の不備なところは執行部により、修正の上提案とされるべき、については、受付の際、若干の字句は訂正されたが、本文は請求者の願意を尊重し修正すべきでない。

この議会で可決されれば、住民投票が法令に基づき実施されるべく、修正された成案が改めて議会に提案される。

4. 町長の意見については

① この事業によって、
・白谷踏切の安全性がより図られる。
・緊急車両の戸切・白谷・上海老津への対応が速やかになる。

・現状の駅前広場の朝夕の渋

滞状況、特に雨の日の駅周辺の混雑・渋滞が解消される。
② 町民・議会への説明責任については、総合計画・予算審議・事業計画等適切に行ってきたが、今後も誤った情報がないように流布される可能性があるため、今後もこの事業を周知・理解をしていただくよう努めるとの答弁。

5. その他
① 意見陳述で主張された海老津駅の1日当り「乗降客4000人」は、実態として8283人であること。
② 現赤井手交番の駅前北広場移転の時期は、自由通路供用開始後に事業着手の予定で交渉が進められていること。
③ 自由通路他エレベーター等の年間保守・維持管理は、エレベーター保守点検業務70万円ほど、他電気代を合せて年間100万円に満たないこと。

① 意見陳述で主張された海老津駅の1日当り「乗降客4000人」は、実態として8283人であること。
② 現赤井手交番の駅前北広場移転の時期は、自由通路供用開始後に事業着手の予定で交渉が進められていること。
③ 自由通路他エレベーター等の年間保守・維持管理は、エレベーター保守点検業務70万円ほど、他電気代を合せて年間100万円に満たないこと。

① 意見陳述で主張された海老津駅の1日当り「乗降客4000人」は、実態として8283人であること。
② 現赤井手交番の駅前北広場移転の時期は、自由通路供用開始後に事業着手の予定で交渉が進められていること。
③ 自由通路他エレベーター等の年間保守・維持管理は、エレベーター保守点検業務70万円ほど、他電気代を合せて年間100万円に満たないこと。

① 意見陳述で主張された海老津駅の1日当り「乗降客4000人」は、実態として8283人であること。
② 現赤井手交番の駅前北広場移転の時期は、自由通路供用開始後に事業着手の予定で交渉が進められていること。
③ 自由通路他エレベーター等の年間保守・維持管理は、エレベーター保守点検業務70万円ほど、他電気代を合せて年間100万円に満たないこと。

① 意見陳述で主張された海老津駅の1日当り「乗降客4000人」は、実態として8283人であること。
② 現赤井手交番の駅前北広場移転の時期は、自由通路供用開始後に事業着手の予定で交渉が進められていること。
③ 自由通路他エレベーター等の年間保守・維持管理は、エレベーター保守点検業務70万円ほど、他電気代を合せて年間100万円に満たないこと。

① 意見陳述で主張された海老津駅の1日当り「乗降客4000人」は、実態として8283人であること。
② 現赤井手交番の駅前北広場移転の時期は、自由通路供用開始後に事業着手の予定で交渉が進められていること。
③ 自由通路他エレベーター等の年間保守・維持管理は、エレベーター保守点検業務70万円ほど、他電気代を合せて年間100万円に満たないこと。

① 意見陳述で主張された海老津駅の1日当り「乗降客4000人」は、実態として8283人であること。
② 現赤井手交番の駅前北広場移転の時期は、自由通路供用開始後に事業着手の予定で交渉が進められていること。
③ 自由通路他エレベーター等の年間保守・維持管理は、エレベーター保守点検業務70万円ほど、他電気代を合せて年間100万円に満たないこと。

討 論

賛 成

平山 弘議員

2939人の署名をもって住民投票の条例制定請求を地方自治法第74条に基づいて、今回直接請求を行っている。住民投票が実施されるよう計らうことが、議会の役目であり、地方自治の本質、すなわち団体自治と住民自治を兼ね備えていることを考え、条例を制定すべきである。

西 美千代議員

町長の意見書では、事業の意思決定の妥当性として計画から実施まで議会での報告、審議・承認のもと、民意は十分に反映していると言われる。

しかしながら、そのような現状の中であっても、なお住民投票条例制定に関する直接請求が、町民2939人の署名を持って出されたことは、大変重たいものである。

下川路 勲議員

平成13年、第4次総合計画で、「駅南側開発基本構想」が策定され、その後基本計画で海老津白谷線、駅南側広場・地下自由通路を一体とした事

業で一部工事に着工し、工事見直しの陳情が出された。住民は、白谷踏切は現状のまま、地下自由通路に至っては車の通行ができなく、非常に危険で怖いという意見である。

広渡 輝男議員

地方自治法第74条に基づき、2939人の署名を添えて岡垣町条例制定請求書が提出されている。地方自治制度は、二元代表制の間接民主主義によって運営されるのが基本であるが、住民の権利を反映する「直接請求」による「住民投票制度」については、開かれた町政・住民自治につながるものと考えられる。

反 対

太田 強議員

海老津駅南側の整備は、地元海老津4行政区の陳情書を受けて以来、「開発促進期成会」設立による運動や、議会での予算審議・議決等を経て、町民に周知され決定されている。

駅周辺地域での開発承諾や家屋移転など含め、平成27年完成に向けて進み、工事の計画の変更中止は考えられない。

曾宮 良壽議員

執行部には執行責任が、議会には議決の責任が町民には、町長・議員を選ぶ権利がある。平成23年3月定例会で第5次総合計画が議会議決された。町民に選ばれた者により団体意思が正式決定され、駅南側広場も自由通路も明確に方向づけられている。この団体意思は町長・議会・町民が大事にしなければならぬ大きな柱だ。

横山 貴子議員

平成15年「JR海老津駅南側開発事業」の陳情書は、議会で審議し全員賛成で採択している。以後、幾多の協議や報告・審議を受け、町民の方々へ、事業の目的・経過・財源（基金・起債）・自由通路・広場今後の開発についても「広報おかがき」で周知されている。町の将来の発展をすすめる事業である。

中村 好伸議員

この事業は、地元町民の陳情に始まり、議会での審議・議決を経て、町民への説明会や「広報おかがき」にて周知され、事業が進められている。

にもかかわらず、2939人が署名された事実を重く受け止め、今後、議員として説明責任を果たすべく、より一層努める決意である。

小野 元次議員

JR海老津駅南側事業は、海老津白谷線道路、自由通路と南側広場を一体的に整備し、住民の安全と利便性、広域的道路網を形成する今後の岡垣のまちづくりを担う重要な定住政策事業である。昨年末、宮内町長は再選された。これは重責な町政を託されたという民意でもある。

安部 弘彦議員

遠賀川駅の自由通路橋は、9億2千300万円で、屋根もなく、通行人は風雨にさらされる。これに比べ海老津駅の自由通路は、安全である。門司港レトロのことを言われたが、町は中心市街地も含め、一体的に開発を進めている。開発なくして発展なしである。

神崎 宣昭議員

昨年12月の町長選挙で、最大の争点となり住民投票と同等であると位置づけられ、そ

の結果は十分な民意と判断される。住民投票を行うことは、多くの町費を支出し、事業中断では契約上多大な違約金等が生じる。これほどの税金の無駄遣いがあるのか。

○地方自治法〔抜粋〕第七十四条

- ① 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。
- ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。